

# 令和5年度 旭川市空き家無料合同相談会

- 長い間放置している空き家をどうしたら良いだろう
- 空き家を売却したいけど、どうしたら良いだろう
- 親から家を相続したけど、これからの管理はどうしたら良いだろう



といった空き家に関するお困り事は、ありませんか？

市では、司法書士や宅建協会の協力のもと、空き家に関する無料相談会を開催します。空き家の管理などでお困りの方は、この機会に是非ご参加ください。

※「新型コロナウイルス」の感染拡大により、会場の変更もしくは相談会を中止とさせていただきます場合がございます。詳細は、建築指導課までご連絡ください。

○日時 令和5年11月19日(日) 10:00~17:00

○会場 旭川市国際交流センター(フィール旭川7階)  
共用会議室1・2(旭川市1条通8丁目 108番地)

○主催 旭川市

○共催 旭川司法書士会  
公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会 旭川支部



## ○開催概要

対象者	空き家を所有または管理されている方 空き家となる予定の建物を所有または管理し、今後の管理や処分で困っている方		
内容	1. 相続や登記に関するご相談 2. 不動産取引に関するご相談 3. 住宅の除却に関するご相談	費用	無料
定員	15名程度(相談時間:60分以内) ※定員により、ご参加いただけない場合、相談内容に応じて後日、別途ご相談の機会をご提案いたします。		
申込み締切り	令和5年11月10日(金)まで ※定員になり次第、締切らせていただきますので、ご了承ください。		
申込み方法	事前に、所定の申込書を郵送、FAX又はE-mailにて、下記申込み先までお送りください。 なお、電話によるお申込みはできません。 ※お申込みは、申込書に必要事項①~⑫をご記入の上、お送りください。 ①申込み内容②氏名 ③性別 ④住所 ⑤年代⑥電話・FAX番号⑦当日の参加人数 ⑧空き家になった時期⑨構造⑩空き家の住所⑪現在の空き家の状況⑫ご相談内容 ※申込書は、市のホームページからダウンロード可能です。 市HP: <暮らし>住宅・土地・都市計画>住宅・建築>空家等対策 ____> 令和5年度旭川市空き家無料合同相談会		
申込みお問合せ先	旭川市 建築部建築指導課 空き家担当 〒070-8525 旭川市6条通10丁目第三庁舎3階 電話:0166-25-8561(直通), FAX:0166-27-3466 E-mail: kenchikusidou@city.asahikawa.hokkaido.jp		
その他	※申込み後に受付票をお送りしますので、当日ご持参ください。 ※無料駐車場は、会場にありません。		

※旭川司法書士会 HP [http://www.asa-s.jp/soudan\\_mado.html/](http://www.asa-s.jp/soudan_mado.html/)

※公益社団法人 北海道宅地建物取引業協会 旭川支部 HP <http://takuken.net>